

4. 沖縄県立芸術大学大学院芸術文化学研究科博士論文等 (論文博士) 審査規程

(趣旨)

第1条 沖縄県立芸術大学学位規程(沖芸大規程第57号。以下「学位規程」という。)第6条に基づく博士(芸術学)の学位のうち論文博士(学位規程第4条の3に基づき授与する博士の学位をいう。以下同じ。)の審査については、この規則の定めるところによる。
(申請資格等)

第2条 論文博士の学位を申請することのできる者は、芸術文化学研究科を修了した者と同等以上の学力等を有する者とする。

2 前項の申請に当たっては、あらかじめ、芸術文化学研究科の関連する研究領域の指導教員1名及び芸術文化学研究科所属教員2名の推薦を受けて学位申請の許可を得るものとする。

3 前項の許可にあたっては、申請者は次に掲げる書類等を芸術文化学研究科長(以下、「研究科長」という。)に提出するものとする。

- (1) 学位申請許可願(第4号様式)
- (2) 推薦書(第5号様式)
- (3) 最終学歴の卒業又は修了証明書
- (4) その他研究科長が指定するもの

4 研究科長は、前項に規定する書類が提出された場合、学位申請の許可について芸術文化学研究科委員会(以下、「研究科委員会」という。)にその審査を付託し、その結果を申請者に通知する。

(博士論文等)

第2条の2 この規程において「博士論文等」とは、比較芸術学研究領域及び民族音楽学研究領域においては博士論文、芸術表現研究領域においては博士論文及び研究作品又は研究演奏をいう。

(申請手続等)

第3条 論文博士の学位を申請しようとする者は、学位申請書(第3号様式)及び次に掲げる書類等に、公立大学法人沖縄県立芸術大学授業料等の徴収に関する規程(沖芸大規程第36号)第12条に基づく学位論文審査料を添えて、研究科長を経て学長に提出するものとする。ただし、芸術文化学研究科に3年以上在学し、所定の単位を修得して退学した者(以下「単位修得満期退学者」という。)が、退学後1年以内に学位を申請する場合は、授業料等減免申請書を提出し、学位論文審査料の免除を受けることができる。なお、審査のための研究作品展及び研究演奏会を開催する場合の費用は申請者が負担するものとする。

- (1) 博士論文等
- (2) 博士論文等目録
- (3) 博士論文要旨(2000字以内の日本語要旨および500語程度の英文要旨)
- (4) 履歴書
- (5) 戸籍抄本又はこれに代わるもの

(6) その他学長が指定するもの

2 博士論文等の学位申請は、学長の指定する期日までに行うものとする。

(審査委員会の設置)

第4条 研究科委員会は、学位規程第6条第2項に基づき論文等審査委員会及び学力審査委員会を設置するものとする。

2 論文等審査委員会は、提出された博士論文等の審査及び試験を行うものとする。

3 学力審査委員会は、提出された博士論文等に関する学力の確認を行うものとする。

4 博士論文等の審査基準及び試験の審査基準は、研究科長が別に定める。

(論文等審査委員会)

第5条 論文等審査委員会は、提出された博士論文等ごとにその内容に応じた研究分野の教授及び関連分野の教授のうちから、研究科委員会において選出された3名以上の審査委員をもってそれぞれ組織する。

2 研究科委員会は、博士論文等の審査のため必要があると認めるときは、前項に規定する論文等審査委員会に当該研究分野又は関連分野の准教授、講師又は客員教授を加えることができる。

3 博士論文等の審査に当たっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

4 審査委員会に主査を置き、提出された博士論文等の内容に応じた研究分野の指導教員をもって充てる。

(試験の方法)

第6条 試験は博士論文等の審査終了後に行うものとする。

2 試験は、博士論文等を中心として、その関連する分野について、口述又は筆記若しくは演奏により行うものとする。

(学力審査委員会)

第7条 学力審査委員会は、研究科委員会構成員のうちから研究科委員会において選出された3名以上の学力審査委員をもって組織する。

2 学力審査委員会は、学力の確認のため必要があると認めるときは、研究科委員会構成員以外の教授、准教授又は講師を加えることができる。

3 学力審査委員会に主査を置き、研究科委員会が指名する者をもって充てる。

(学力の確認の方法)

第8条 学力の確認は、博士論文等の審査及び試験の終了後に行うものとする。

2 学力の確認の方法は、博士論文等に関連する分野の科目（外国語を含む）について、口述又は筆記により行うものとする。ただし、単位修得満期退学者については、学力の確認を行わないものとする。

(審査結果等の報告)

第9条 論文等審査委員会は、博士論文等の審査の結果及び試験の成績を文書で研究科委員会に報告しなければならない。

2 学力審査委員会は、学力の確認の成績を文書で研究科委員会に報告しなければならない。

(合否の判定)

第10条 研究科委員会は、前条の報告に基づき、合否を議決する。

2 前項に規定する合否の議決を行う場合には、研究科委員会構成員（出張中の者及び休職中の者を除く。）の3分の2以上が出席し、かつ出席者の3分の2以上が賛成しなければならない。

(審議の報告)

第11条 研究科長は、研究科委員会において前条第1項の規定により議決したときは、その結果を文書で学長に報告しなければならない。

附 則 (令和7年3月21日学長決裁)

・この規程は、令和7年4月1日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

第4号様式（第2条関係）

学位申請許可願

年 月 日

沖縄県立芸術大学大学院
芸術文化学研究科長 殿

学位申請者 氏 名

住 所

沖縄県立芸術大学大学院芸術文化学研究科学位論文（論文博士）審査規則第2条第3項の規定に基づき下記の書類を提出しますので、学位申請書の提出についてご許可くださいますようお願いいたします。

記

- 1 推薦書(第5号様式)
- 2 最終学歴の卒業又は修了証明書
- 3 その他研究科長が指定するもの

推 薦 書

論文博士の学位申請について、下記のとおり推薦します。

記

1 学位申請者：

2 学位申請論文：

3 推薦理由：

（推薦理由は、①研究歴及び背景、②博士論文等の内容及び評価すべき点、③本研究科で学位を審査するに足る理由について記述すること。また、②、③については、推薦者3名の観点が見えになるような書式をとること。）

年 月 日

沖縄県立芸術大学大学院 芸術文化学研究科

主推薦教員 職 氏名

職 氏名

職 氏名